

- 国の令和7年度補正予算において創設された「病床数適正化緊急支援事業」は、医療需要の変化を踏まえた病床機能の適正化及び病床数の見直しを促進するため、**病床削減を行う医療機関に対し財政的支援**を行うものである。
- **当該補助金の申請に際して、地域医療構想調整会議（計画部会も含む）等において、議論を経た上で申請を行うことと定められている申請について、今回、お諮り**するもの。（議論の対象となる医療機関は3のとおり。）

1 支給対象

- ・支給対象の医療機関は、次の①～③いずれかに該当するもの。
 - ①令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に、病床数の削減を行う医療機関
 - ②「病床数適正化支援事業に係る事業計画の提出について」により、削減の意向を示しつつ、令和6年12月17日から令和7年9月30日までに病床の削減を行い、都道府県に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関
 - ③「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」において、病床削減予定とし、現に病床を削減した医療機関

2 議論を行った上で削減を行うこととされている申請

- ① 都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行ってない場合、もしくは、**削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）場合**
- ② 令和9年3月31日時点において廃院する予定の場合
- ③ 現に患者が入院している病床を削減する場合
- ④ **病床数をあわせて100床以上削減をする場合**
- ⑤ その他、都道府県において議論が必要と認める場合

3 議論の対象となる医療機関

医療機関名	圏域	削減前病床数			削減後病床数			削減病床数			該当区分	病床稼働率※
		一般病床	精神病床	合計	一般病床	精神病床	合計	一般病床	精神病床	合計		
細井外科医院	盛岡	14床	0床	14床	0床	0床	0床	14床	0床	14床	①入院医療の停止	0.0%
松井内科医院	二戸	19床	0床	19床	0床	0床	0床	19床	0床	19床	①入院医療の停止	0.0%
平和台病院	盛岡	0床	276床	276床	0床	140床	140床	0床	136床	136床	④100床以上の削減	42.0%
KUBO クリニック	岩手 中部	12床	0床	12床	4床	0床	4床	8床	0床	8床	①入院医療の停止	0.0%

※病床稼働率の算出方法は、本事業への申請月前月までの3か月間の「（在院患者数（延べ数）＋退院患者数）／許可病床数×3か月の日数）」

4 国実施要項（抜粋）

（５）留意事項

（５－１）給付金の支給について

・ 以下に該当する場合は支給対象外とする。

① 都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行ってない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）場合

② 令和９年３月３１日時点において廃院する予定の場合

③ 令和９年３月３１日時点において事業譲渡等を行う予定の場合

なお、①及び②に該当する場合においても、（５－２）の手続きを経た上で、当該地域における医療提供体制に支障がないと認めたものは支給対象として差し支えない。

（５－２）以下に該当する場合においては、医療法第30条の14第１項に規定する協議の場等において議論を行った上で削減を行うこと

ア 「（５－２）の手続きを経た上で」とされている事項

イ 現に患者が入院している病床を削減する場合

ウ 病床数をあわせて100床以上削減をする場合

エ その他、都道府県において議論が必要と認める場合

なお、上記の場合においては、代替する在宅・外来医療等の対応や、他医療機関における患者の受け入れに係る調整等を踏まえて検討を行うこと。

医療法第30条の14第１項

第三十条の十四 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三十条の十六第一項及び第三十条の十八の五第五項において「構想区域等」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場（第三十条の十八の四第三項、第三十条の十八の五第一項及び第二項、第三十条の十八の六第四項及び第五項並びに第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

【参考】病床数の適正化に対する支援（国資料）

【○病床数の適正化に対する支援】

令和7年度補正予算案 3,490億円

※医療・介護等支援パッケージ

医政局地域医療計画課
(内線4095、2665)

施策名:オ 病床数の適正化に対する支援

① 施策の目的

- 効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関への支援を行う。
(概要) 医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関を対象として財政支援を行う。
(交付対象・交付額) 病院(一般・療養・精神)・有床診療:4,104千円/床(ただし、休床の場合は、2,052千円/床)

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(イメージ図)



- 医療機関は基金管理団体等に計画提出を行う際に病床削減数を申請し、基金管理団体等が計画認定する
- 基金管理団体等は医療機関に所要額を支給する(10/10)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保する。
人口減少等により不要となると推定される、約11万床(※)の一般病床・療養病床・精神病床といった病床について、地域の実情も踏まえ、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る。

※一般病床及び療養病床の必要病床数を超える病床数約5万6千床並びに精神病床の基準病床数を超える病床数約5万3千床を合算した病床数(厚生労働省調べ)。

※約1.1万床については令和6年度補正予算による病床数適正化支援事業により措置済み。